

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進事業の実施に関する事務 重点項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平塚市は、健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、宣言する。

特記事項

—

## 評価実施機関名

神奈川県平塚市長

## 公表日

令和4年2月28日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所



[ ]その他 ( )



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(住民健診システム)	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	平塚市の区域内の住民(住基法第5条に基づき住民基本台帳に記録された住民)
その必要性	住民の検(健)診受診に関する記録の適正な管理を図るため、住民の検(健)診受診に関する記録を正確かつ統一的去に行い、住民の健康を増進するため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号: 検(健)診受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため</li> <li>・その他識別情報(内部番号): 検(健)診受診対象者を正確に把握し、住民に関する記録の適正な管理を図るため</li> <li>・4情報及びその他住民票関係情報: 検(健)診受診対象者への通知の送付先を確認するため</li> <li>・健康・医療関係情報: 住民の検(健)診受診に関する記録の適正な管理を図るため。</li> </ul>
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日
⑥事務担当部署	健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課 ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( 端末検索 )	
③使用目的 ※	住民の検(健)診受診に関する記録の適正な管理を図るため。	
④使用の主体	使用部署	健康課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 ] <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>1) 10人未満</li> <li>2) 10人以上50人未満</li> <li>3) 50人以上100人未満</li> <li>4) 100人以上500人未満</li> <li>5) 500人以上1,000人未満</li> <li>6) 1,000人以上</li> </ul>
⑤使用方法		1. 歯周疾患検診 ・住民が受診した歯周疾患検診に関する情報から歯周疾患検診受診管理業務を行う。 2. 肝炎ウイルス検診 ・住民が受診した肝炎ウイルス検診に関する情報から肝炎ウイルス検診受診管理業務を行う。 3. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(その他健康診査) ・生活保護受給者等である住民が受診した健康診査(その他健康診査)に関する情報からその他健康診査受診管理業務を行う。 4. がん検診 ・住民が受診したがん検診に関する情報からがん検診受診管理業務を行う。
	情報の突合	1. 歯周疾患検診 ・検診実施機関から提出された検診票に記載されている歯周疾患検診受診者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、受診者を正確に把握する。 2. 肝炎ウイルス検診 ・検診実施機関から提出された検診票に記載されている肝炎ウイルス検診受診者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、受診者を正確に把握する。 3. 健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査(その他健康診査) ・健康診査実施機関から提出された健康診査票に記載されているその他健康診査受診者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、受診者を正確に把握する。 4. がん検診 ・検診実施機関から提出された検診票に記載されているがん検診受診者の情報と、健康管理システムで保有する対象者の情報との突合を行うことにより、受診者を正確に把握する。
⑥使用開始日	2016/1/1	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 3 ) 件	
<b>委託事項1</b>	健康管理システムデータパンチ業務委託	
①委託内容	健康管理システムに入力するためのデータ作成業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワークス	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項2～5</b>		
<b>委託事項2</b>	遠隔地保管	
①委託内容	特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管業務	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	東武デリバリー株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
<b>委託事項3</b>	健康管理システムの運用・保守	
①委託内容	健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い	
②委託先における取扱者数	[ 10人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ ] 提供を行っている ( ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ○ ] 行っていない
<b>提供先1</b>	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	
<b>移転先1</b>	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</span>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

### 1. 運用における措置

帳票類は施錠のできる倉庫やキャビネットにより厳重に管理されている。

### 2. システムにおける措置

#### <健康管理システムにおける措置>

- ①健康管理システムサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

#### <中間サーバーにおける措置>

- ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。
- ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
- ③特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。  
ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

#### <共通基盤システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

#### <団体内統合宛名システムにおける措置>

- ①共通基盤システムのサーバーは耐震・耐火・耐水の対策を施したサーバー室に設置している。
- ②サーバー室の入退室には認証システム、監視カメラを用いており、厳重に管理されている。またサーバーラックの鍵には鍵管理システムを用いており、更にセキュリティレベルを厳重に管理している。
- ③保存されたデータのバックアップは委託業者により遠隔地へ保管しているが、施錠された専用のケースにて運搬し、秘密保持誓約書を提出させている。
- ④保守作業上のデータ消去の際は作業報告書を提出させている。

## 7. 備考

—

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システムデータファイル(住民健診システム)全記録項目>(693項目)

(個人基本情報)1. 個人番号、2. 統合宛名番号、3. 宛名番号、4. 世帯番号、5. カナ氏名、6. 漢字氏名、7. 生年月日、8. 性別、9. 続柄、10. 郵便番号、11. 住所、12. 方書、13. 地区名、14. 小学校区、15. 中学校区、16. 電話番号、17. Eメールアドレス、18. 異動事由、19. 異動日、20. 異動届出日、21. 住民になった事由、22. 住民になった異動日、23. 住民になった届出日、24. 住民でなくなった事由、25. 住民でなくなった異動日、26. 住民でなくなった届出日、27. 住定日事由、28. 住定日、29. 住定日 届出日、30. 住民区分、31. 外国人判定、32. 国籍、33. 転入前住所、34. 転出後住所

(外国人情報)35. 外国人住民日、36. 第30条45規定区分、37. 在留資格、38. 在留期間、39. 在留カード等番号

(基本健診情報)40. 西暦年度、41. 基準日年齢、42. 心臓病の罹患・治療あり、43. 腎不全の罹患・治療あり、44. 貧血といわれたことがある、45. タバコを習慣的に吸っている、46. 20歳の時から10Kg以上増加、47. 30分以上の運動を週2日以上、48. 日常生活において歩行又は同等の、49. 同世代の同性と比較して歩く速度、50. 1年間で体重の増減が±3Kg以上、51. 人と比較して食べる速度が速い、52. 受診時国保区分、53. 就寝前の食事が週に3回以上、54. 夕食後の間食が週3回以上、55. 朝食を抜くことが週3回以上、56. お酒を飲む程度、57. 1日あたりの飲酒量、58. 睡眠で休養が得られている、59. 生活習慣を改善してみようと思う、60. 生活習慣(運動)を改善してみよ、61. 生活習慣(食事)を改善してみよ、62. 生活習慣(喫煙)を改善してみよ、63. 総合検診区分、64. 保健指導を利用する、65. 年齢が比較的若い、66. 保健指導レベルが悪化、67. 生活習慣改善の必要性が高い、68. 前年度対象であったが指導未受診、69. 優先付け項目⑤、70. 優先付け項目⑥、71. 優先付け項目⑦、72. 優先付け項目⑧、73. 優先付け項目⑨、74. 健康度評価事業実施有無、75. 優先付け項目⑩、76. 診断名、77. 指導区分、78. 服薬種別、79. 喫煙区分、80. 喫煙本数、81. 喫煙年数、82. 情報提供(受診の必要性を含む)、83. 個別の働きかけ、84. 特定保健指導以外での指導、85. 生活習慣改善指導有無、86. 特定健診機関番号、87. 特定健診機関名称、88. 特定健診機関郵便番号、89. 特定健診機関所在地、90. 特定健診機関電話番号、91. 保険者番号、92. 被保険者証等記号、93. 被保険者証等番号、94. 受診者氏名、95. 受診者郵便番号、96. 生活機能検査同時実施、97. 受診者住所、98. 国保連から取込み、99. 国保連からの取込み日、100. 健診機関から取込み、101. 健診機関からの取込み日、102. 実施区分、103. HbA1c(NGSP値)、104. 総コレステロール、105. 心電図所見、106. 受診番号、107. 実施医療機関、108. 請求日(月)、109. 身長、110. 個人番号、111. 体重、112. 標準体重、113. 肥満度分類、114. BMI、115. 腹囲、116. 内臓脂肪面積、117. 内臓脂肪判定、118. 既往歴、119. 具体的な既往歴、120. 具体的な既往歴(CD)、121. 受診日、122. 自覚症状、123. 具体的な自覚症状、124. 具体的な自覚症状(CD)、125. 他覚症状、126. 具体的な他覚症状、127. 具体的な他覚症状(CD)、128. 血圧(収縮期)1回目、129. 血圧(拡張期)1回目、130. 血圧分類 1回目、131. 血圧(収縮期)2回目、132. 更新情報 ユーザーコード、133. 血圧(拡張期)2回目、134. 血圧分類 2回目、135. 血圧(収縮期)その他、136. 血圧(拡張期)その他、137. 血圧分類 その他、138. 血圧判定、139. 採血時間(食後)、140. 中性脂肪、141. HDLコレステロール、142. LDLコレステロール、143. 更新年月日(西暦)、144. 脂質判定、145. GOT値(AST)、146. GPT値(ALT)、147.  $\gamma$ -GTP値(GGT)、148. 肝機能判定、149. 空腹時血糖、150. 随時血糖、151. HbA1c(JDS値)、152. 血糖判定、153. 尿糖、154. 更新時間、155. 尿蛋白、156. ヘマトクリット、157. ヘモグロビン、158. 赤血球数、159. 貧血判定、160. 貧血検査実施理由、161. 貧血検査実施理由(CD)、162. 血清クレアチニン、163. 血清アルブミン、164. 尿酸、165. 性別、166. GFR、167. GFR重症度、168. 心電図所見の有無、169. 心電図所見、170. 心電図所見(CD)、171. 心電図検査実施理由、172. 心電図検査実施理由(CD)、173. 眼底 KW、174. 眼底 H、175. 眼底 S、176. 受診日年齢、177. 眼底 SCOTT、178. 眼底所見、179. 眼底所見(CD)、180. 眼底検査実施理由、181. 眼底検査実施理由(CD)、182. メタボリックシンドローム判定、183. 保健指導レベル、184. 医師の判断、185. 医師の診断、186. 判断した医師の氏名、187. 年度末年齢、188. 薬剤治療の有無(血圧)、189. 薬剤名(血圧)、190. 服薬理由(血圧)、191. 薬剤治療の有無(血糖)、192. 薬剤名(血糖)、193. 服薬理由(血糖)、194. 薬剤治療の有無(脂質)、195. 薬剤名(脂質)、196. 服薬理由(脂質)、197. 脳卒中の罹患・治療あり

(胃がん検診)198. 西暦年度、199. 基準日年齢、200. 受診時国保区分、201. 総合検診区分、202. 受診番号、203. 実施医療機関、204. 請求日(月)、205. 検診会場、206. 自覚症状有無、207. 総合指導区分、208. 特記事項、209. 精検受診日、210. 精密検査実施医療機関、211. 精密検査特記事項、212. 受診日年齢、213. 年度末年齢、214. 自覚症状、215. 所見の出現、216. 所見の部位、217. 所見の位置、218. 診断名、219. 指導区分、220. 精密検査方法、221. 受診日、222. 精密検査所見の部位、223. 精密検査所見の位置、224. 精密検査診断名、225. 精密検査指導区分、226. 精密検査治療方針

(子宮がん検診)227. 西暦年度、228. 基準日年齢、229. 受診時国保区分、230. 総合検診区分、231. 受診番号、232. 実施医療機関、233. 請求日(月)、234. 検診会場、235. ホルモン剤使用、236. 避妊器具使用、237. 子宮内膜、238. 月経、239. 不正出血、240. 標本の適否、241. 頸部判定(細胞診断)、242. 頸部判定(クラス分類)、243. 頸部区分、244. 体部判定、245. 体部区分、246. 総合指導区分、247. 特記事項、248. 受診日、249. 精密検査実施医療機関、250. 精検受診日、251. 精検診断名、252. 精検指導区分、253. コルポ診所見、254. 頸がん(クラス分類)、255. 頸がん(ベセスダシステム)、256. 体がん、257. 頸がん(新様式)、258. 体がん(新様式)、259. 頸がん、260. 体がん、261. 診断名指導区分、262. 経過及び精密検査治療方針、263. 精密検査特記事項、264. 頸部視診内診、265. 体部視診内診、266. 組織診(旧)、267. 確定診断結果、268. がん臨床進行期分類(旧)、269. 更新年月日(西暦)、270. がん進行期分類(旧)、271. HPV検査、272. 組織診(異形成)、273. 組織診(頸がん)、274. 組織診(体がん)、275. 組織診(内膜増殖症)、276. 組織診(その他)、277. 確定診断結果(新)、278. 主訴、279. 内診、280. 指導区分、281. 精密検査方法(頸がん)、282. 精密検査方法(体がん)

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システムデータファイル(住民健診システム)全記録項目>(693項目)

(乳がん検診)283. 西暦年度、284. 基準日年齢、285. 受診時国保区分、286. 総合検診区分、287. 受診番号、288. マンモ実施医療機関、289. 請求日(月)、290. 検診会場、291. 検診歴、292. 自己検診、293. 総合指導区分、294. 個人番号、295. 特記事項、296. 精検受診日、297. 精検診断名、298. 精検指導区分、299. 精密検査実施医療機関、300. 精密検査治療方針、301. 精密検査特記事項、302. 視触診実施医療機関、303. マンモカテゴリー、304. マンモ撮影日、305. 受診日、306. 触診判定、307. 精検診断名2、308. 精検診断名3、309. 所見、310. 診断名、311. 指導区分、312. 主訴、313. マンモ所見、314. マンモ判定、315. 触診所見、316. 触診判定、317. 精密検査方法、318. 精密検査所見の部位

(大腸がん検診)319. 西暦年度、320. 基準日年齢、321. 受診時国保区分、322. 総合検診区分、323. 受診番号、324. 実施医療機関、325. 請求日(月)、326. 検診会場、327. 排便回数、328. 下剤常用、329. 便の性状、330. 自覚症状有無、331. 便潜血反応 1日目日付、332. 1日目、333. 便潜血反応 2日目日付、334. 2日目、335. 総合指導区分、336. 特記事項、337. 精密検査実施医療機関、338. 精検受診日、339. 精密検査特記事項、340. 受診日、341. 送付用検査キット使用、342. 受診日年齢、343. 年度末年齢、344. 自覚症状、345. 所見、346. 指導区分、347. 精密検査検査方法、348. 精密検査所見の部位、349. 精密検査診断名、350. 精密検査指導区分、351. 精密検査治療方針

(骨粗しょう症検診)352. 西暦年度、353. 基準日年齢、354. 受診時国保区分、355. 実施会場、356. 身長、357. 体重、358. BMI、359. 超音波伝播速度(SOS)、360. 若年者の平均値との比較(%YA)、361. Tスコア、362. 同年齢の平均値との比較(%AG)、363. 個人番号、364. Zスコア、365. 指導区分、366. 特記事項、367. 精検受診日、368. 精密検査実施医療機関、369. DXA値、370. BMD値、371. 血液検査 Ca、372. 血液検査 P、373. 血液検査 Al、374. 受診日、375. 精検診断名、376. 医師の指導内容、377. 精密検査特記事項、378. 受診日年齢、379. 年度末年齢、380. 方法、381. 部位、382. 精密検査方法、383. 精密検査部位、384. 精密検査治療方針

(前立腺がん検診)385. 西暦年度、386. 基準日年齢、387. 受診時国保区分、388. 総合検診区分、389. 受診番号、390. 実施医療機関、391. 請求日(月)、392. 検診会場、393. 自覚症状有無、394. 尿の回数、395. PSA、396. 個人番号、397. 総合指導区分、398. 特記事項、399. 精密検査実施医療機関、400. 精検受診日、401. 精検診断名、402. 精検指導区分、403. 治療方針、404. 精密検査特記事項、405. 受診日、406. 受診日年齢、407. 年度末年齢、408. 自覚症状、409. 検査方法、410. 診断名、411. 指導区分、412. 検査方法

## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

<健康管理システムデータファイル(住民健診システム)全記録項目>(693項目)

(生活機能評価)413. 西暦年度、414. 基準日年齢、415. 握力、416. 開眼片足立時間、417. 歩行速度、418. 口腔内の衛生状態の問題、419. 特記事項、420. 視力 右、421. 左、422. 矯正視力 右、423. 左、424. 聴力 右1000H、425. 受診時国保区分、426. 左1000H、427. 聴力 右4000H、428. 左4000H、429. 尿蛋白、430. 尿糖、431. 尿潜血、432. ウロビリノーゲン、433. 尿沈査 赤血球、434. 白血球、435. 偏平上皮、436. 健診区分、437. 粘液糸438. 採血時間(食後)、439. 血糖 随時-空腹時、440. 随時-空腹時区分、441. 血糖75g負荷 30分後値、442. 1時間値、443. 2時間値、444. 3時間値、445. 血沈 1時間値、446. 2時間値、447. 受診番号、448. 白血球数、449. 総蛋白、450. A/G比、451. 総コレステロール、452. HDLコレステロール、453. LDLコレステロール、454. 中性脂肪、455. ALP値、456. GOT値(AST)、457. GPT値(ALT)、458. 実施医療機関、459.  $\gamma$ -GTP値(GGT)、460. コリンエステラーゼ、461. クレアチニン、462. 尿酸、463. ZTT値、464. HbA1値、465. HbA1c値、466. 尿素窒素、467. MCH値、468. MCV値、469. 請求日(月)、470. MCHC値、471. アミラーゼ、472. フルクトサミン、473. カルシウム、474. リン、475. LDH値、476. Fe値、477. K値、478. NA値、479. 尿中塩分、480. 検診会場、481. LAP値、482. 総鉄結合能、483. 総ビリルビン、484. 直接ビリルビン、485. 体脂肪率、486. 脂肪量、487. 血小板、488. 血清鉄、489. CEA値、490. AFP値、491. 同時実施か単独実施、492. CA19-9、493. 動脈硬化指数、494. ベーターリポ、495. 全血比重、496. HBS抗体、497. HBS抗原、498. HCV抗体、499. HCV抗原、500. 眼底 H、501. S、502. 地域包括支援センター、503. KW、504. 精検受診日、505. 精検診断名、506. 精検指導区分、507. 特定高齢者、508. 不相当理由、509. 具体的な既往歴、510. 具体的な自覚症状、511. 具体的な他覚症状、512. 身長、513. 個人番号、514. 体重、515. BMI、516. 血圧(収縮期)、517. 血圧(拡張期)、518. 収縮期血圧(2回目)、519. 拡張期血圧(2回目)、520. 収縮期血圧(その他)、521. 拡張期血圧(その他)、522. 血圧(収縮期)優先、523. 血圧(拡張期)優先、524. 受診日、525. 既往歴、526. 自覚症状、527. 他覚症状、528. 心電図、529. 心電図所見の内容、530. ヘマトクリット値、531. 血色素量、532. 赤血球数、533. アルブミン、534. バスや電車で1人で外出していますか、535. 更新情報 ユーザーコード、536. 日用品の買い物をしていますか、537. 預貯金の出し入れをしていますか、538. 友人の家を訪ねていますか、539. 家族や友人の相談にのっていますか、540. 階段を手すりや壁をつたわずに、541. 椅子に座った状態からなにもつか、542. 15分位続けて歩いていますか、543. この1年間に転んだことがありますか、544. 転倒に対する不安は大きいですか、545. 6ヶ月で2~3kg以上の体重減、546. 更新年月日(西暦)、547. BMIが18.5未満である、548. 半年前に比べて固いものが食べに、549. お茶や汁物等でむせることがあり、550. 口の渴きが気になりますか、551. 週に1回以上は外出していますか、552. 昨年と比べて外出の回数は減って、553. 周りから「いつも同じ事を聞く」、554. 自分で電話番号を調べて、電話を、555. 今日が何月何日かわからない時が、556. (ここ2週間)毎日の生活に充実、557. 更新時間、558. (ここ2週間)今まで楽しめてい、559. (ここ2週間)前は楽にできた、560. (ここ2週間)自分が役に立つ人、561. (ここ2週間)わけもなく疲れた、562. 反復唾液嚥下テスト、563. 視診、564. 打聴診、565. 触診、566. 特定高齢者決定者(判定優先)、567. 特定高齢者決定者(結果値優先)、568. 性別、569. 生活機能評価判定、570. 利用不相当の理由、571. 生活機能評価の結果3、572. 医師の診断(判定)(生活機能評、573. 診断をした医師の氏名、574. うつ予防以外、575. 運動機能、576. 栄養改善①、577. 栄養改善②、578. 口腔機能①、579. 受診日年齢、580. 口腔機能②、581. 閉じこもり、582. 認知症、583. うつ、584. 運動機能測定、585. うつ予防以外該当、586. 運動機能該当、587. 栄養改善①該当、588. 栄養改善②該当、589. 口腔機能①該当、590. 年度末年齢、591. 口腔機能②該当、592. 閉じこもり該当、593. 認知症該当、594. うつ該当、595. 運動機能測定該当、596. チェックリスト記入日、597. 記入日年齢、598. 身長、599. 体重、600. BMI、601. 自覚症状(所見)、602. 他覚症状(所見)、603. 具体的な既往歴、604. 指導区分、605. 心電図(所見)、606. ミネソタコード、607. 眼底所見(肝炎検診)608. 西暦年度、609. 基準日年齢、610. 受診時国保区分、611. 総合検診区分、612. 受診番号、613. 実施医療機関、614. 請求日(月)、615. 検診会場、616. 受診理由、617. 検査内容、618. HCV抗体、619. 個人番号、620. HCV-RNA検査、621. HCV抗原、622. HCV判定区分(旧)、623. HCV判定理由、624. HBS抗原、625. HCV抗体(力価)、626. HCV核酸増幅、627. 総合指導区分、628. 特記事項、629. 指導依頼有無、630. 受診日、631. 指導担当者、632. 指導日、633. 指導結果報告、634. 指導内容、635. 有料無料区分、636. HCV判定区分、637. 性別、638. 受診日年齢、639. 年度末年齢(肺がん検診)640. 西暦年度、641. 基準日年齢、642. 受診時国保区分、643. 総合検診区分、644. 受診番号、645. 実施医療機関、646. 請求日(月)、647. 検診会場、648. 生活上指導区分、649. 医療上指導区分、650. 一次検診機関判定結果、651. 個人番号、652. 喀痰検査日、653. 喀痰検査番号、654. 喀痰細胞診結果、655. 喀痰細胞診実施、656. 容器配布、657. 喀痰再検査日、658. 喀痰再検査番号、659. 喀痰再検査結果、660. 痰検査 塗抹判定、661. 痰検査 塗抹培養数値、662. 受診日、663. 痰検査 培養判定、664. 痰検査 陽性要因、665. 総合指導区分、666. 特記事項、667. 精検受診日、668. 精検診断名、669. 精検指導区分、670. 精検実施医療機関、671. 赤沈1時間、672. 赤沈2時間、673. 更新情報 ユーザーコード、674. ツ反外径 縦、675. ツ反外径 横、676. ツ反判定、677. 検痰細胞菌、678. 検痰細胞診、679. がんの組織分類、680. がんのステージ分類、681. 精密検査指導区分、682. 精密検査治療方針、683. 精密検査特記事項、684. 判定結果、685. 喀痰細胞診対象理由、686. 性別、687. 受診日年齢、688. 年度末年齢、689. 診断名、690. 指導区分、691. 精密検査方法、692. 精密検査所見の部位、693. 精密検査診断名

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
健康管理システムデータファイル(住民健診システム)	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1. 運用における措置          &lt;窓口等対面による入手における措置&gt;          ・検(健)診実施医療機関の受付において、本人確認書類の確認を厳格に行い、本人以外の情報を記載させないように徹底する。          ・検(健)診実施医療機関において個人情報を収集する場合は、その目的を明確にし、目的達成のために必要最低限のものとしなければならないことを規定している。</p> <p>2. システムにおける措置          &lt;共通基盤システムにおける措置&gt;          ①各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。          ②データを抽出する場合、データ利用を希望する課は、データ主管課の許可、市民情報・相談課の承認を得た上で情報政策課へ依頼し、情報政策課が抽出作業を行う。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;          共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。また、操作ログを保管する機能を有している。</p> <p>&lt;業務端末における措置&gt;          端末毎に、ローカルデータの書き込み禁止、USBメモリ等へのデータの書き込み禁止の制御を行っている。          業務上USBメモリによるデータの移動が必要な場合も、システムにて登録した上で使用できるよう制御している。また、ファイル毎の操作ログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
-	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>○システムにおける措置            &lt;健康管理システムにおける措置&gt;            ユーザIDに応じた権限を付与しており、目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けに制限をかけている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            各業務システム間での情報連携のために、各システムの副本データを置くものであり、各システムが自動連携するシステムであるので、操作者が直接アクセスすることができないシステムとなっている。連携内容の変更は、限られたシステム管理者しかできず、システム管理者のアクセスログの取得も行っている。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            共通基盤システムを経由した各業務システムと中間サーバーとの連携を行うものである。このシステムは、完全自動化されているため、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ]      <選択肢> 1) 行っている      2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>○システムにおける措置            &lt;健康管理システムにおける措置&gt;            健康管理システムにて使用するユーザIDは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。健康管理システムにて使用するパスワードは定期的に変更を行っている。</p> <p>&lt;共通基盤システムにおける措置&gt;            共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。一定期間アクセスログを保存する。</p> <p>&lt;団体内統合宛名システムにおける措置&gt;            このシステムは、職員等が直接アクセスすることはできなくなっている。管理者のパスワードは定期的に更新する。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>1. 従業者が事務外で使用するリスクへの措置            ・年1回、各課から選任された情報セキュリティ担当者を対象に情報セキュリティに必要な知識の習得を目的とした研修を実施し、この内容を所属職員に対しても研修することにより、事務外使用の禁止について周知徹底を図っている。            ・業務外での使用禁止について、年1回の個人情報保護研修において指導徹底を図っている。            ・他市町村等における類似の事象が発生・報道された際には、随時周知を行い注意喚起している。</p> <p>2. 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置            ・業務端末は、特定個人情報ファイルデータが保存されない仕組みとなっている。            ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限の持った者のみがアクセスできる。</p> <p>3. その他の特定個人情報の使用に関する措置            ・スクリーンセーバー等を利用して、長時間にわたり個人情報(特定個人情報を含む。)を表示させない。            ・各端末のディスプレイは、来庁者から見えない位置に置かれている。            ・個人情報(特定個人情報を含む。)が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめる。</p>	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務 ② 事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ③ 特定個人情報の目的外利用の禁止 ④ 再委託の禁止 ⑤ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑥ 委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄 ⑦ 特定個人情報を取り扱う従業員の明確化 ⑧ 従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定 ⑨ 実施機関において必要があると認めるときは、委託先に対して実地の調査(立入検査)を行うことができる	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない            4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ O ] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ ]	<選択肢> 1) 定めている                      2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている            2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</p> <p>⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 3) 十分に行っていない	2) 十分に行っている
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・帳票類は施錠のできる倉庫やキャビネットにより厳重に管理されている。</li> <li>・バックアップデータの遠隔地保管をしている。</li> </ul>	

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[    十分に行っている    ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	新採用職員研修、個人情報保護に関する研修会や情報セキュリティに関する説明会に出席、及び出席者が資料を課内回覧することにより、職員への周知・啓発を図っている。
<b>10. その他のリスク対策</b>	
-	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	平塚市 市民部 市民情報・相談課 情報公開担当 〒254-8686 神奈川県平塚市浅間町9番1号 電話番号(0463)21-8764
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	平塚市 健康・こども部 健康課 予防担当 〒254-0082 神奈川県平塚市東豊田448番地3 電話番号(0463)55-2111
②対応方法	問い合わせを受け付けた際には対応内容につき記録を残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	2022/2/1
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
2016/4/28	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 宮川 康樹	健康課長 山田 透	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更該当しない。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2)件	(3)件	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため1件追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3	記載なし	健康管理システムの運用・保守	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ①委託内容	記載なし	健康増進事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの一部取扱い	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。

2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②委託先における取扱者数	記載なし	[10人未満]	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	記載なし	日本電子計算株式会社	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/1/4	特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託 ④再委託の有無	記載なし	[再委託しない]	事前	健康管理システムの保守・運用委託業者において、今後の保守・運用時に、特定個人情報ファイルを取り扱う可能性が生じたため追加。 特定個人情報ファイルを取り扱う前のため、提出時期は事前とする。
2017/4/28	リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。 (予定) 一定期間アクセスログを保存する。	<共通基盤システムにおける措置> 共通基盤システムにて使用する認証システムは人事異動時に加え、退職・休職等に随時メンテナンスを行っている。画面ロックの解除のための認証システムも同様にメンテナンスを行う。 一定期間アクセスログを保存する。	事後	特定個人情報保護評価書を公表する前は、共通基盤システムにおける措置が確定していなかったが、特定個人情報の使用が始まり、予定通り共通基盤システムにおける措置を行っているため、(予定)という文言を削除

2018/4/27	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 山田 透	健康課長 磯部 達男	事後	人事異動に伴う所属長の変更であるため、重要な変更には該当しない。
令和3年6月30日	Ⅳ 開示請求・問合せ	健康づくり担当	予防担当	事前	事務事業の変更
令和3年6月30日	Ⅴ 評価実施手続き	2016/11/1	2021/6/30	事前	5年を経過するため
令和4年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		《情報照会ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条 《情報提供ができる根拠法令》 ○ 番号法第19条第8号 別表第二の102の2の項 ○ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 で定める事務及び情報を定める命令(平成26年総務省令第7号)第50条	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	接続しない(入手) 接続しない(提供)		事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。

<p>令和4年2月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに措置の内容</p>		<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>事前</p>	<p>番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。</p>
<p>令和4年2月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>		<p>十分である</p>	<p>事前</p>	<p>番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。</p>

令和4年2月1日	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>		<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して情報提供機能により照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に送信内容を改めて確認し、提供を行うことでセンシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。
令和4年2月1日	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクへの対策は十分か</p>		十分である	事前	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。

<p>令和4年2月1日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>		<p>&lt;中間サーバーにおける措置&gt; ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ③中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ④中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ⑤中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ⑥特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>	<p>事前</p>	<p>番号法別表第一、第二主務省令改正による変更。</p>
<p>令和4年2月1日</p>	<p>V 評価実施手続 1 基礎項目評価 ①実施日</p>	<p>令和3年6月30日</p>	<p>令和4年2月1日</p>	<p>事後</p>	<p>評価の再実施に係る記載の変更</p>